

安全・安心は家庭から

交通安全標語コンクール優秀作品

気をつけて「いってきます」から「ただいま」まで
清水 菜月（長岡南小）
とび出すな しっかり止まって 右左
鈴木 朋花（葦山小）
信号機 青になっても 見てわたろう
吉田 智哉（大仁小）

☎ 地域安全課 ☎ 055-948-1412



！ 交通指導員会から
KY（危険予測）
あなたはどうか考える？
下の写真を見てください。
これは葦山地区にある狭い県道と国道の変則的な交差点です。自動車を運転中のあなたは、この交差点を通行する時、どんなことに注意しなくてはならないでしょうか？



国道136号と県道129号の交差点

■ポイントは…

- ① 『交通量が多く、見通しの悪い変則的な交差点』であること
- ② 『時間帯により、指定方向外進行禁止の標識』があること

■注意することは…

- ① 幅員が狭い道路は、歩道も非常に狭いため、通行車両同士だけではなく、歩行者と接触事故や巻き込み事故がないように注意する。
- ② 国道は交通量が多くスピードを出してくる車両も多いので、いつも以上に安全確認を行う。また、交差点内には横断歩道があるため、歩行者や自転車がいないこ



県道で停車中の運転席からの視点

とも、しっかり確認する。
③ 平日の朝は進入禁止（7時～8時30分※軽車両を除く）の標識があるので、標識などを見落とさないように注意し、交通ルールをしっかりと守る。

交通ルールを守ることが当然のことですが、残念ながらその交通ルールを守ることができない運転手や歩行者もいます。そういった危険な運転による交通事故に巻き込まれないように、日ごろから「（かもしれない）というKY（危険予測）を心がけ、悲惨な交通事故にあわないように気をつけましょう。



文化振興課 文化財係
☎ 055-949-8609

文化財通信

その91 下田の反射炉築造
予定地絵図



本郷反射炉築造予定地絵図
（江川家蔵）

本郷村には反射炉の痕跡はなく、現在では『反射炉跡』というバス停に、その名を残すばかりです。その意味では、今回ご紹介する『本郷反射炉築造予定地絵図』は、とても貴重なものと言えるでしょう。

れます。また、画面左上には、下田富士の姿もあります。朱文字で書かれた敷地内の配置を見ると、用水路に面して『水車』と『鉦台（水車を動力として、大砲の砲身をくり抜く施設）』が設けられる予定だったことがわかります。また、川岸には『荷物揚場』とあります。下田港を介した資材搬入・製品搬出の利便性を考えてのことでしょう。当初の築造地にこの場所が選ばれたのは、こうした立地条件によるものだったのです。

もちろん、この絵図だけでは詳しいことまでは分かりませんが、葦山反射炉の成り立ちを解明していくには、その前身である本郷反射炉についても、今後より深く調べていく必要があるでしょう。



バス停『反射炉跡』
（下田市）



第9回 葦山反射炉総合整備計画策定中！

葦山反射炉が世界遺産になると、多くの人が反射炉に訪れることが予測されます。このことは、葦山反射炉の持っている歴史的価値を人々に知ってもらえる良い機会となりますが、一方で観光客の増大による交通渋滞等周辺環境への悪影響が懸念されます。世界遺産登録は、葦山反射炉にとって良い機会であり、また、悪い影響（脅威）をもたらす可能性があるとも言えます。

世界遺産登録への推薦書には、資産を保全するための『保存管理計画』の添付が求められています。この保存管理計画を実施するための計画が『整備計画』です。整備計画は、良い機会を生かし、悪い影響

を排除して、資産を永く保存するための行動計画です。現在、それを『葦山反射炉総合整備計画』として、市民や学識経験者などの意見を参考にしながら、策定を進めています。その一環として、公募などによる14人の市民から構成される市民ワークショップを行っています。11月から3月にかけて5回の会議を実施します。結果は、提言としてまとめられ、整備計画に反映される予定です。

昨年の11月16日には、第2回のワークショップが行われ、反射炉周辺の現地点検とそれに伴う活発な意見交換が行われました。



ワークショップの様子

今年は、いよいよ国に推薦書案を提出します。国の選者を通り、ユネスコへの推薦を勝ち取れるよう、頑張ります！

☎ 世界遺産推進課
☎ 055(948)1425

「無料」という言葉にだまされないで… 不安をあおる開運商法

あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心

以前、このコーナーで『開運グッズ商法』について取り上げましたが、依然としてこうした開運商法の被害があとをたちません。

今回は、雑誌広告などに掲載されている『無料で開運ブレスレットを提供！』に申し込み、被害にあったケースを紹介します。『無料』に誘われ申し込んだところ、その後、祈祷師を名乗る人物から電話で「悪霊にとりつかれている…。除霊する必要

がある。」などとして、高額な祈祷料や除霊グッズを購入させられるという手口です。



あなたの心のスキマに付け入る開運商法

消費生活相談日 毎週月・金曜日（※例外あり） 各9:00～16:00 ☎ 観光商工課 ☎ 055-948-1480